

国民健康保険税の税率などの改定、 軽減対象世帯拡大のお知らせ

問合せ先 市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 261・262)

国民健康保険は、社会保障制度の一環として、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を出し合い、そこから医療費を支出する制度です。

本市の国民健康保険財政は、加入者の高齢化や景気低迷の影響、医療技術の高度化による医療費の増加などにより、非常に厳しい状況となっています。

今後も安定した国民健康保険制度を維持していくため、国民健康保険税の税率などを改定することになりました。加入者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

また、国の制度改正により、所得の少ない世帯への軽減の対象が拡大されましたので、あわせてお知らせします。

◆国民健康保険税の税率などの改定について

区 分		現 行	改 定 後	比 較
医療保険分 (すべての加入者)	所得割	5.5%	6.0%	+ 0.5%
	資産割	20.0%	18.0%	△ 2.0%
	均等割	23,400円	24,500円	+ 1,100円
	平等割	22,800円	22,800円	—
	限度額	510,000円	510,000円	—
後期高齢者 支援金分 (すべての加入者)	所得割	1.8%	2.0%	+ 0.2%
	資産割	5.0%	4.0%	△ 1.0%
	均等割	7,200円	7,200円	—
	平等割	6,600円	6,600円	—
	限度額	140,000円	160,000円	+ 20,000円
介護保険分 (40歳～64歳の 加入者)	所得割	1.4%	1.4%	—
	資産割	3.0%	3.0%	—
	均等割	9,600円	9,600円	—
	平等割	7,800円	7,800円	—
	限度額	120,000円	140,000円	+ 20,000円
合 計 (介護保険分を含む。)	所得割	8.7%	9.4%	+ 0.7%
	資産割	28.0%	25.0%	△ 3.0%
	均等割	40,200円	41,300円	+ 1,100円
	平等割	37,200円	37,200円	—
	限度額	770,000円	810,000円	+ 40,000円

※均等割：被保険者1人あたりの税額

※平等割：1世帯あたりの税額

◆国民健康保険税の軽減対象拡大について

	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
平成 25年 (改正前)	5割軽減	33万円+(24万5千円×(被保険者数-世帯主)) ※単身世帯の方は該当しません。
	2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)



	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
平成 26年 (改正後)	5割軽減	33万円+(24万5千円×被保険者数) ※単身世帯の方も該当します。
	2割軽減	33万円+(45万円×被保険者数)